

Home Inspectors

| ホームインスペクターズ ジャパン |

J A P A N

VOL. 14
2017 | June

2017年度
通常総会号

CROSS TALK

日本ホームインスペクターズ協会

▶ 栃木 渡 理事 × 田中 歩 理事
「どうなる? 改正宅建業法」

INFORMATION

▶ エリア部会活動報告

北海道 | 東北 | 関東 | 中部 |
近畿 | 中国・四国 | 九州 |



特定非営利活動法人
日本ホームインスペクターズ協会
Japanese Society of Home Inspectors

協会理事長よりごあいさつ



中古住宅取引の際にホームインスペクション(住宅診断)について説明することを義務付ける「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」が国会を通過、早ければ2018年度から施行される見込みとなりました。これにより、売主・買主とも必ずインスペクションの存在を知ることになるのは大変良いことです。しかし、いくつか懸念も残ります。

第一に「売主主導のインスペクションが機能するのか」ということ。米国ではかつて、インスペクターと不動産業者との癒着が問題となり、州によっては「不動産業者によるインスペクターの紹介は禁止」に。オーストラリアでもやはり「売主のインスペクションは虚偽が多い」と問題になり、買主がインスペクションする仕組みを創設。英国でも同様に買手がインスペクションを依頼しています。インスペクションはあくまでも、買手が選んだインスペクターが行うのが望ましいのです。

第二に「買手はインスペクションの存在を契約当日に知る」ということ。買主との媒介契約は多くのケースで実務上、契約当日に締結されます。この段階でインスペクションを知っても無意味です。

第三に「インスペクションの結果を説明するのは宅地建物取引士である」ということ。客観的で明確な説明が望めないのは自明です。

第四に「国に瑕疵保険を推進したい意図が見える」ということ。瑕疵保険はあくまで万が一のためのもので、保険がついているから建物が長持ちするわけではありませんが、この点について、実際の取引の場で誤解を生むよ

うな説明がなされる可能性は高いでしょう。

私見ですが、今回の宅地建物取引業法(以下、宅建業法)の改正に伴うインスペクションは思うほど機能しないか、機能しても諸々の問題を生むことになると予想しています。

「宅建業法上のインスペクションを行うのは建築士である」といった定義について、不安をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。この点について誤解もみられますが、国は何も「建築士以外のインスペクションを否定しているわけではない」のです。「宅建業法上で説明義務があるのは建築士であり、一定の講習を受けたものである」というだけです。つまり、それ以外のインスペクションは、説明対象外であるということ。わざわざこうした仕切りをしているのは、国は何か問題が発生したら処分する必要があるため、処分するには国家資格者を対象とせざるを得ないためです。

当協会公認資格試験は、米国同様、建築士の資格がなくても受験できます。これは例えば、建築士の資格を持たない、建物の劣化や修繕に詳しい地域の工務店の方を排除しないためです。

また当協会は、主に買主の側からのインスペクションを、そして現地には買主も同行するといったスタイルを推奨しています。インスペクションの世界では、今回の宅建業法改正で様々なビジネススタイル、モデルが乱立することが予想されますが、私たちは私たちの理念・スタイルが、今後の日本の人と不動産の関係にとって最もふさわしいのだと信じ、王道を進みたいと思います。

特定非営利活動法人 日本ホームインスペクターズ協会
理事長 長嶋 修



日本ホームインスペクターズ協会

栃木 渡 理事

日本ホームインスペクターズ協会

田中 歩 理事

既存住宅状況調査技術者講習制度にもの申す！ わたしたちが今後歩むべき道とは？

宅地建物取引業法(以下、宅建業法)の一部を改正する法律が昨年6月に公布されました。そのうち、建物状況調査(インスペクション)に関する規定の施行期日は来年4月1日と定められています。施行後、既存住宅流通市場を取り巻く環境はどうなっていくのでしょうか。ホームインスペクション(住宅診断)と不動産仲介、それぞれの業務に日々携わっている、日本ホームインスペクターズ協会(以下JSHI)の理事二人が読み解きます。

田中 今回の宅建業法の一部改正(以下、改正宅建業法)は、認定会員をはじめ、JSHI公認ホームインスペク

ター資格試験の受験を検討中の方も注視していることと思います。いったい何がどうなるのかと。

栃木 昨年12月28日に国土交通省(国交省)が発表したリリースに「既存住宅の流通市場を活性化し、安全な取引環境の整備を図る」とあります。歓迎すべきことです。理事長の長嶋が本誌冒頭でも述べているように、施行の前後で「インスペクション」という名称が流布するのは間違いないですから。

田中 改正宅建業法に関する事務局への問い合わせも増えているそうです。

栃木 ただ、国交省がいう「建物状況調査」の後ろに、

インスペクションという横文字をカッコ書きで入れたのは、安易なネーミングです。今では一般化したリノベーションという造語を意識したのかもしれませんが。

インスペクターとはどのような職能か

栃木 いわゆる中古の住宅診断に関しては、平成25年に国交省が発表した「既存住宅インスペクション・ガイドライン」がありましたが、あくまで目安。宅地建物取引士（宅建士）という国家資格者の業務の中に、インスペクションという行為が関与する余地が生まれたことは、業界にとって一歩前進と言えます。

田中 その一方で混乱も。国交省は、建物状況調査の従業者への体系的な研修のガイドラインを設けて、実施は民間に委ねました(下図版の3)。今日で言う既存住宅状

況調査技術者講習です。現時点でJSHIは講習機関に名乗りを上げていないことから、会員から住宅診断が一切できなくなるのか、講習を修了しないと違法行為になるのかといった、誤解に基づく問い合わせが入っています。

栃木 そもそもホームインスペクターは昔も今も国家資格ではないし、施行後もそう。確かな腕と知識さえあれば、住宅診断は誰にでもできる。建築士の資格も不要です。ちなみに建築士法で定めているのは、建築士が建築物に関する調査もしくは鑑定を行う場合は地方自治体に事務所登録をしろという登録の義務を定めたものであって、建築物の調査・鑑定の資格要件を定めたものではありません*1。

田中 不動産鑑定士のように、建物の鑑定評価の独占的権限を建築士に与えてはいないのですね。

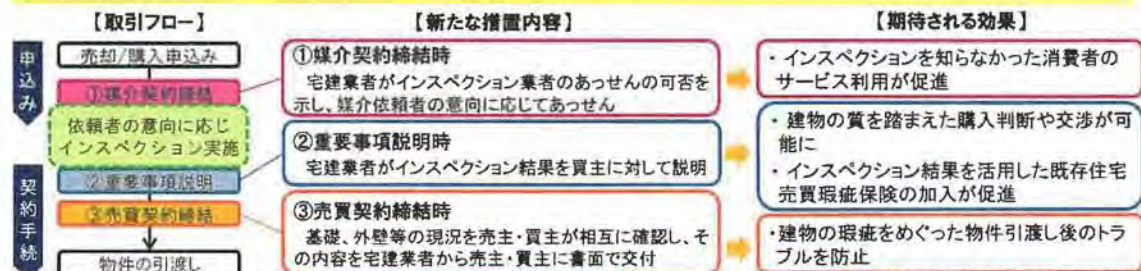
「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」(平成28年6月3日公布) 概要

背景 ○我が国の既存住宅流通シェアは、欧米諸国(約70~90%)と比較して極めて低い水準(14.7%)。
○既存住宅の流通促進は、既存住宅市場の拡大による経済効果、ライフステージに応じた住替え等による豊かな住生活の実現等の意義がある。

1. 既存建物取引時の情報提供の充実

▶ 既存建物取引時に、購入者は、住宅の質に対する不安を抱えている。一方で、既存建物は個人間で売買されることが多く、一般消費者である売主に広く情報提供や瑕疵担保の責任を負わせることは困難。

不動産取引のプロである宅建業者が、専門家による建物状況調査(インスペクション)の活用を促すことで、売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備



※ 建物状況調査(インスペクション)
⇒ 建物の基礎、外壁等に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化事象・不具合事象の状況を目視、計測等により調査するもの。
※ 既存住宅売買瑕疵保険
⇒ 既存住宅に瑕疵があった場合に修補費用等を保証する保険。



○ 成果指標
・ 既存住宅流通の市場規模
4兆円(H25) ⇒ 8兆円(H37)
・ インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合
5.9%(H26) ⇒ 20.9%(H37)

2. 不動産取引により損害を被った消費者の確実な救済

不動産取引により損害を被った消費者を確実に救済するため、営業保証金・弁済業務保証金による弁済の対象者から宅地建物取引業者を除外。

3. 宅地建物取引業者の団体による研修

業界団体に対し、従業者への体系的な研修を実施するよう努力義務を課す。

4. 施行期日

- 1. 既存建物取引時の情報提供の充実に関する規定: 平成30年4月1日施行
- 2. 不動産取引により損害を被った消費者の確実な救済、3. 宅地建物取引業者の団体による研修に関する規定: 平成29年4月1日施行

資料: 国土交通省リリース「宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成28年法律第56号)」



栃木 渡 理事

日本ホームインスペクターズ協会

田中 歩 理事



栃木 その通り。今回の改正宅建業法であっせんされたインスペクションができるのは建築士ですけれども*2。

田中 その業法改正ですが、来年4月から宅地建物取引業者(以下、宅建業者)は媒介契約を結ぶ際、建物状況調査を実施する者のあっせん可否を明示し、あっせんした場合には宅建士が重要事項説明を行う際に建物状況調査の結果の概要等を説明しなければなりません。

栃木 そうです。そこから先、建物の状況調査(インスペクション)の依頼を請け負えるのが、既存住宅状況調査技術者講習を修了した者になる。この講習機関にJSHIはどのようにして登録しないのか。これから私たちが話すことをお読みいただければ、ご理解いただけると思います。

既存住宅状況調査技術者講習制度の背景

田中 現在、講習実施機関として複数の団体が登録しています*3。うち2団体では新規講習と移行講習が用意され、どちらも建築士の有資格者でないと受講できない。

栃木 おかしな話です。それに、既存住宅売買瑕疵保険に入れるかどうかを検査する資格である「既存住宅現況検査技術者」と混同して、実にややこしい。

田中 今回の講習制度の創設について、国交省が今年2月3日にリリースした公式文書には「既存住宅売買瑕疵保険の活用等とあわせて」とありますよね。つまり、この制度の背景には、いわゆる中古の住宅市場が思うように活性化しないのは、商品としての価値に不信があるから

だと。それは事実としても、不信を解消できるのは保険であるという考えが、国交省にはあるようです。

栃木 それが「消費者が安心して既存住宅の取引を行える市場環境の整備」だとしても、はたして思惑通りにいくかどうか。

田中 同感です。既存住宅売買瑕疵保険を生命保険で例えると、AとBとCの症状が出たら適用されますけど、全く違う症状が出たら何も保障されない保険ですから。

栃木 保険に加入するための検査項目じたい、私なんかには言わせれば限定的。だから、既存住宅現況検査技術者の資格は、ちょっと乱暴な言い方をすると、住宅診断全般について深い知識がなくとも取得できてしまう。対して、JSHIの公認資格試験は、不動産取引流通や倫理も含めて4つの領域から出題され、それぞれで平均点をクリアしないと合格できない。目視の範囲ながら、家全体を診ることができる「住まいのお医者さん」の育成を目指す私たちとは、そこが大きく違うのです。

田中 さらに言うと、申請して必ずしも入れる保険ではない。私も何度か申請したことがありますが、加入するための簡易な診断は行ってみたけど加入できませんという結果が出る可能性が相当に高い。

栃木 ならば、保険には最初から入らない前提で、目で見える範囲でいいから家全体を詳細に診断して、傷んだところがあれば修理する費用に回しましょうという判断になりますよ。



栃木 渡（とちぎ・わたる）氏

1957年札幌生まれ。札幌市内設計事務所勤務の後、1990年に現在の株式会社北工房設立、同代表取締役。林野庁施設、自動車販売店舗、住宅などを設計。2010年より、一般社団法人リノベーション住宅推進協議会理事、当協会協会理事を歴任。現在、北海道内におけるホームインスペクション、リノベーション普及に注力した活動を展開中。

田中 私も、お客さんにそう助言することが多いです。

栃木 私の事務所でも、過去に何度か「いくらなんでもこれは買わないだろう」と思うくらいボロボロの診断結果が出たことがあります。そこで買うのを諦めた人はいませんでした。そうですか、では修繕するために幾らかかるのかと返される。買主が知りたいのはそこであり、納得のいく診断を先に行うからこそ、人は安心して中古住宅を買うのです。

施行後に起こりうる諸問題

田中 不動産を扱う側の人間から言わせてもらうと、媒介契約のタイミングであっせん可否を明示するというのがどうもしっくりこない。売り出し前に売主と媒介契約を結ぶタイミングならわかるのですが、買主との媒介契約は契約当日になるのがほとんどですから。

栃木 契約当日にあっせん可否を問われても、問われた側も困っちゃうよね。

田中 まさに契約するその日ですからね。ですから、買主側の宅建業者は、媒介契約時にインスペクションのあっせんはできませんとするのが普通になってしまう予感がする。

栃木 買う側も、もっと賢くならないといけませんね。

田中 そうですね。業法改正をきっかけに、契約当日に媒介契約を結ぶような宅建業者とは付き合わない、という流れができると良いと思っています。住まいを探すなら、インスペクションのあっせんが可能な宅建業者と媒介契約を結んでから探し始めるのが当たり前になればいいなど。

栃木 既存住宅状況調査技術者の調査結果が、重要事項説明の中でどうかたちで説明されるのかという問題もあります。

田中 そのとおり。これが拍子抜けするぐらい簡単なんです。いくつかの調査項目があって、劣化が「有・無・調査できず」の三つから選んでチェックするだけのペラっとした書類を、宅建士は読みあげるだけでいい。

栃木 お客さんはますます不安になりますよ。人間で例えると、生命保険に入ろうとしたら疾患があると言われ、重篤なのかと質問してもわからないって返されるんだから。宅建士自身が住宅診断を行って報告書まで作成できればいいけれども。

田中 それは難しいです。国交省は、宅建業者は自ら取引の媒介を行う場合、建物状況調査の実施主体となるのは適当でないとしていますから。

これからの宅建士に求められるもの

田中 今回の改正宅建業法は、宅建士にとって大きなビジネスチャンスともいえます。住宅診断の知識と実績があれば、建物状況調査を行った方と事前にやりとりしておけば、調査内容について自分の言葉できちんと説明できるかもしれません。そうすれば、お客さんは安心するし、信頼も深まります。

栃木 そういった勉強の機会として、まさにJSHIの公認資格試験がある。宅建士が住宅診断の知識まで身につければ相当な武器になるでしょう。握っている物件の数、イコール営業成績という時代は終わりました。

田中 宅建士にとっては、頼りになるインスペクターを何人知っているかという人脈も重要だと思います。建物の劣化状況に対する判断や修繕方法など、いつでも教えてもらえる。あるいは仲介業務の中で優秀なインスペクターと一緒に物件を診る機会も増え、建物のどこをどう診るのか、建物にどれくらいの価値があるのかといったポテンシャルもわかるようになる。そうした知見をもって、お客さんに様々な価値を提供できると良いですね。

栃木 JSHIには私がある北海道をはじめ、7つのエリア部会活動がありますから、会員の皆さんには積極的に参加いただいて、横のつながりを構築してほしいですね。

JSHIが進むべき道

田中 宅建業者がインスペクターをあっせんするとすると、いつも同じインスペクターということにもなりそうですよね。

栃木 心配なのが業者の結託。理事長もかねてから指摘している、インスペクションにおける第三者性、客観性を堅持しないとイケない。

田中 業者間の癒着はかつて欧米では大きな問題になったそうです。結果、買主が自ら、高いプロ意識を持ったインスペクターを探すのが一番という流れに変わった。やはりこうしたステップを踏まないと、真に適正なインスペクションは行われなし、世の中にも定着しないのかもしれない。

栃木 それとね、今日はマイナスな指摘が多くなっていますけど、どうしたって見えない劣化、瑕疵はあると思うんですよ。万が一の争議に備えて、インスペクターは自身のリスクヘッジを考えないとイケない。

田中 いわゆる「見落とし保険」ですね。先ほどの癒着問題に加えて、建物状況調査をやった後に問題が発覚したというケースが今後出てくるのではないかと私はみえています。この保険についてはJSHIとしても検討していかねばならない課題ですね。

こうして栃木さんと話していると、やはり立ち戻るべき原点はJSHIのホームインスペクションなんだと思います。単なる検査ではなく、住まいと長く付き合っていただけるよう、第三者として調査しながらアドバイスもしていく。



田中 歩（たなか・あゆみ）氏

1967年東京生まれ。三菱UFJ信託銀行にて不動産・相続コンサルティング業務に17年間従事後、2008年あゆみリアルティサービスを設立。一級ファイナンシャル・プランニング技能士、公認不動産コンサルティングマスターとして、相続・不動産コンサルティングや仲介業務、空き家再生ストラクチャー組成業務を展開。

会員さんとともにこの原点を追求していきたいですね。

栃木 不安要素が見え隠れする既存住宅現況調査技術者講習制度に乗っかって、建築士の資格保有者のためだけのサービスに、皆さんからお預かりした会費を運営費に多額につき込むのは、私たちの本意ではありません。やるべきことがほかにたくさんある。会員の皆さんと一緒に進めていきたいので、ご協力をお願いいたします。

*1 建築士法第23条より

*2 国土交通省リリース「既存住宅状況調査技術者講習制度について」>「既存住宅状況調査方法基準の解説」より：「既存住宅状況調査は、既存住宅状況調査技術者以外の者が行うことを禁止されているものではないものの、既存住宅状況調査に関する講習を修了した既存住宅状況調査技術者が行う場合には、本告示に定める水準及び方法に則って公正に実施することとし、適正な既存住宅状況調査の普及を図ることとしている」

*3 2017年5月末時点で国土交通省ホームページ上で確認できる登録機関：一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会、公益社団法人日本建築士会連合会、ほか2団体



日本ホームインスペクターズ協会(JSHI)は本年度の通常総会を下記の概要で開催いたします。

平成29年度通常総会

日時 平成29年(2017年)7月19日(水) 17:30開始

会場 フクラシア浜松町(東京都港区浜松町1-22-5 KDX浜松町センタービル6F 会議室)

[予定議案]

報告事項

- 第1号議案 平成28年度事業報告
- 第2号議案 平成28年度決算報告(監査報告を含む)
- 第3号議案 ロゴマーク使用マニュアル策定の報告

承認事項

- 第4号議案 定款変更、住所変更にかかる件
- 第5号議案 平成29年度事業計画および収支予算案

報告事項

- 第6号議案 来期事業計画の一部進捗報告(実務登録者加入保険見直し案)

当日のタイムスケジュールは、本誌送付の際に同封しました「委任状・総会出欠用紙」をご確認ください。

各議案の詳細は、JSHIホームページの会員専用ページに掲載しますので、そちらをご参照ください。

会員の方はもれなく同用紙に「委任の有無」および「総会出欠」をご記入のうえ、事務局までFAXでご回答ください。

平成28年度事業報告(第1号議案 概要)

実施9回目となります。平成28年(2016年)度のJSHI公認ホームインスペクター資格試験は、受験者数1,714人(前年度1,191人)となり、2年連続で前回数を上回りました。合格者数は523人(合格率は30.5%)でした。合否発表後の3カ月間(平成28年度内)で、新たに認定会員226人、一般会員5人のご入会を受け付けました。

● 第9期貸借対照表(2016年4月1日~2017年3月31日)

単位:円

資産		
	その他預金	56,960,702
	商品	0
	立替金	0
	未収収益	5,556
	未収入金	196,846
流動資産計		57,163,104
	有形固定資産	0
	無形固定資産	8,080,092
	ソフトウェア	7,955,592
	商標権	124,500
固定資産計		8,080,092
繰り延べ資産		0
資産計		65,243,196

負債および純資産		
	未払金	345,239
	未払費用	1,630,649
	未払法人税等	292,400
	未払消費税等	1,240,300
	預り金	98,709
流動負債計		3,607,297
	固定負債計	0
負債計		3,607,297
	資本剰余金	0
	利益剰余金	61,635,899
株主資本計		61,635,899
負債および純資産計		65,243,196

第10期計画案：損益計算書

単位：円

	第9期予算	第9期実績	第10期予算	前期実績比
売上高				
入会金会費収入(新規)	8,207,000	9,688,000	9,882,000	102.0%
入会金会費収入(継続)	15,087,900	13,422,000	13,691,000	102.0%
試験費用収入	21,490,000	26,930,300	27,469,000	102.0%
セミナー参加費収入	7,725,802	4,089,020	4,171,000	102.0%
テキスト販売収入	10,121,969	14,909,175	15,208,000	102.0%
売上高	62,632,671	69,038,495	70,421,000	102.0%
商品売上原価				
試験運営費	13,928,683	14,482,708	16,162,000	111.6%
セミナー運営費	2,840,000	1,484,593	3,645,000	245.5%
テキスト販売費	12,300,000	10,648,668	9,800,000	92.0%
システム構築費	1,948,000	1,088,640	1,889,000	173.5%
旅費交通費(事業)	1,500,000	1,154,000	2,100,000	182.0%
通信運搬費	300,000	242,300	243,000	100.3%
エリア部会	4,100,260	2,499,275	3,000,000	120.0%
予備費	100,000	0	0	N/A
商品売上原価	37,016,943	31,600,184	36,839,000	116.6%
売上総損益金額	25,615,728	37,438,311	33,582,000	89.7%
販売管理費計				
事務局人件費(含む通勤手当等)	11,836,700	12,033,097	16,962,000	141.0%
旅費交通費	0	156,303	240,000	153.5%
理事手当	0	0	350,000	N/A
運賃通信費	1,050,000	1,112,124	1,169,000	105.1%
消耗品事務用品費	1,227,050	745,553	1,752,000	235.0%
諸会費	200,000	215,000	215,000	100.0%
支払手数料	1,500,000	2,840,891	2,841,000	100.0%
保険料	2,875,000	3,266,270	4,560,000	139.6%
地代家賃	0	0	2,520,000	N/A
リース料	0	0	840,000	N/A
業務委託費	3,888,000	2,592,000	0	N/A
雑費(会議費含む)	800,000	8,336	10,000	120.0%
租税公課	700,000	1,647,800	1,532,700	93.0%
予備費	1,000,000	0	300,000	N/A
販売管理費計	25,076,750	24,617,374	33,291,700	135.2%
営業損益金額	538,978	12,820,937	290,300	2.3%

※9期税引後当期利益は、上記に減価償却費、営業外損益、法人税等を加除した11,279,394円です。

※N/A：not applicableの略。前期は該当なし、今期より計上予定。

減価償却費	1,304,066
営業外損益	55,753
法人税等	293,230
最終利益	11,279,394

第4号議案 定款変更 第1章 総則 「住所変更にかかる件」

(旧)	(新)
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区桜丘町29-24 桜丘リージェンシー101に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区新宿一丁目9番10号 YKB東ビル401に置く。



日本ホームインスペクターズ協会 ロゴマーク使用マニュアル

会員の皆さんに協会ロゴマークを適切にご利用いただくため、「ロゴマーク使用マニュアル」を策定しました（ver.1.0 2017年5月策定）。このマニュアルは、協会のブランド価値を伝える際に、最も望ましい形でブランドを表現するための使用方法をマニュアル化したものです。この使用方法を守ることで、当協会のブランドにクオリティと一貫性を与えることができます。

【注意事項】

当協会発行物など公認のものは規約外とする。

ロゴマーク使用規約第2条にて、ロゴマーク使用可能な

使用対象者は、必ず規約、第3条1項により「ロゴマーク使用届出書」を提出すること。

- 事業者が所有、作成する印刷物、Web サイト等に使用する場合、使用対象者が特定出来る部分のみに使用すること。
- 事業者と本協会が主催・後援・推薦といった虚偽や誤認を与えないよう留意の上、使用すること。

※本誌掲載の規約は主要部分です。詳細は会員専用ページ「協会ロゴマーク使用規定」をご覧ください。

● ロゴマーク基本レイアウト 1 (Basics) ※文字を含まない、マーク単体での使用も可とする。下記以外の使用方法はお問い合わせください。

シンボルマークは原則としてコーポレートカラーであるブルー(DIC 185)で表現する。
特色ではなく、かけ合わせやディスプレイ上で表現する場合は、CMYK / RGB 指定を順守する。
コーポレートカラーが使用できない場合は、サブカラーであるブラック単色で表現する。

Symbol mark Color

- DIC 185 (特色)
- C 90 + M 70 (CMYK)
- R 29 + G 80 + B 162 (RGB)

Logotype Color

- Black 100



◎ **ロゴマーク基本レイアウト 2 (Variations)** ※文字を含まない、マーク単体での使用も可とする。下記以外の使用方法はお問い合わせください。

シンボルロゴタイプは原則としてポジで(ロゴタイプをコーポレートカラー、もしくはブラックで)表現する。
ネガ表現(地色に白抜き)は禁止とする。

Black 100



NPO法人
日本ホームインスペクターズ協会
Japanese Society of Home Inspectors



NPO法人
日本ホームインスペクターズ協会
Japanese Society of Home Inspectors

反転使用は不可とします



◎ **禁止事項** ※下記の禁止事項を守り、適切にロゴマークをご使用ください。ただし、本協会公認の場合は除きます。

コーポレートイメージの拡散を防ぐため、下記のような変則的な表現を禁止する。



NPO法人
日本ホームインスペクターズ協会
Japanese Society of Home Inspectors



NPO法人
日本ホームインスペクターズ協会
Japanese Society of Home Inspectors

私たち日本ホームインスペクターズ協会は、
会員の方々に利用を許諾し、データを提供。

比率を変えてはならない

文章中にタイポグラフィーを
使用してはならない

NPO法人
日本ホームインスペクターズ協会
Japanese Society of Home Inspectors



NPO法人
日本ホームインスペクターズ協会
Japanese Society of Home Inspectors



タイポグラフィーだけで使用してはならない

色を変えてはならない

変化の強い背景や濃い色の写真に
配置してはならない(白バックを敷く)

NPO法人
日本ホームインスペクターズ協会
Japanese Society of Home Inspectors



NPO法人
日本ホームインスペクターズ協会
Japanese Society of Home Inspectors



配置を変えてはならない

タイポグラフィーの書体を変えてはならない

縁取りしてはならない(白バックを敷く)

ご使用の際は、本誌に同封、または協会会員専用ページに掲載中の「ロゴマーク使用届出書」をご利用ください。

提出・問い合わせ先 日本ホームインスペクターズ協会 事務局

TEL. 03-6709-8275 FAX. 03-6709-8295 info@jshi.org





エリア部会活動報告

日本ホームインスペクターズ協会では、全国に7つのエリア部会があり、
それぞれの自主企画と運営のもと活動中です。
2016年下半期に実施された、さまざまな研修会などについてお伝えします。



▶ 北海道エリア部会 ◀



既存住宅流通の活性化や宅建業法の一部改正など、インスペクションを取り巻く環境は急速に変化しています。北海道エリア部会では、正しい知識とスキルを持ったインスペクターとして依頼者の期待に応えるべく、情報を交換・共有し自己研鑽していくことで、北海道のお客様の安全・安心に貢献しています。

★北海道エリア部会長 古田 昌之

▶ ホームインスペクションスタートアップセミナー

2017年3月11日(土)

会場：北海道札幌市 札幌駅前ビジネススペース
カンファレンスルーム

これから本格的にホームインスペクションを開始する予定の会員へ向けた入門編講座を理事長による概論セミナーとあわせて開催し、19名が参加しました。

「ホームインスペクター虎の巻～入門編～」

■ 講師 古田 昌之

住宅診断の際に初心者が気を付けるべきポイント、診断の際の心得も含めてわかりやすく解説しました。



インスペクターの業務内容について説明する古田昌之氏

「ホームインスペクション(住宅診断)の活かし方」

■ 講師 長嶋 修

宅建士によるインスペクションあっせん確認の義務化が来年に迫るなか、JSHIのホームインスペクター資格をどのように活かせるのか。市場および業界の動向を踏まえ、ビジネスの場面に活かせるホームインスペクションのありかたを解説しました。



講演中の長嶋修理事長



途中からジャケットを脱ぎ、話に熱が入る長嶋修理事長

▶ 東 北 エ リ ア 部 会 ◀



東北でのインスペクションも年々増え、徐々に消費者への周知も浸透しています。東北は広く、東北エリア部会全体での企画等は多数の会員の参加が難しいところもありますが、昨年より各県で企画を立案する等、より各県個別の活動を増やしています。新たに会員になった方も是非近くのイベントに参加してほしいです。 ★ 東北エリア部会長 佐藤 正勝

▶ 不動産業者を対象とした 公開ホームインスペクション

2016年9月29日(木)

会場：山形県南陽市内、同県天童市内

■ 講師 長谷山 裕、伊藤 圭、八鍬 宏明

通常の業務ではホームインスペクション(住宅診断)に接することのない不動産関係者、主に宅建士を対象に、中古物件で実際にホームインスペクションを行いながら解説する実務的な見学会を実施しました。午前と午後に分けて県内2か所で同日開催し、合わせて23社が参加。講師は東北エリア部会の会員3名が務め、うち1名は場面ごとの道具の使い方を説明、ほかの2名はインスペクションを行いながら劣化状況の解説を加えました。見学会終了後、講師がまとめた診断報告書の簡易版を参加者に配布することで、現場で見聞きしたことがどのようにまとめられるのかを理解してもらうことができました。



レーザーを使って床の傾斜を測定中



玄関付近のクラック、コンクリートの表面が剥離した状態をJSHI会員が診断中



インスペクションの様子を模擬体験することで、宅建業者の住宅診断への理解を深めることができました

▶ 実地研修会 + 2016年度第二回研修例会

2017年2月16日(木)

会場：岩手県盛岡市内

アイーナいわて県民交流センター

■ 講師(実地研修、座学ともに) 加藤 大輔

中古住宅で先に実地研修を行い、使う道具や診断のポイントを具体的に説明。続く座学でおさらいをして理解を深めました。実地研修には非会員の6名を含めて16名が参加、広域である東北では初となる岩手県内での研修会開催ながら、ホームインスペクションへの関心の高さがうかがえました。



この日の盛岡市は日中の気温が5~6℃という寒さのなかでの開催

暖房は簡易なストーブのみ、かじかむ手で熱心にメモをとる参加者の姿が印象的でした



講師は名古屋から招いた加藤大輔氏

▶ 2016年度第三回研修例会

2017年3月3日(金)

会場：宮城県仙台市 PARM-CITY131貸会議室

■ 講師 福本 智

近畿エリア部会長の福本智氏を講師に招いた研修例会。会員を対象としたイベントだけでなく、消費者セミナーも数多く開催し、集客実績もある近畿エリア部会のさまざまな活動、反響などを披露してもらい、東北エリアにとって刺激的な会となりました。会員15名が参加。



講師は大阪から招いた福本智氏



地域を超えた意見交換も活発で、おいに盛り上がりました

▶ 関 東 エ リ ア 部 会 ◀



関東エリア部会ではインスペクションを「建物の情報化」と捉え、その情報を活用した会員連携を応援する活動をしています。皆様のスキルアップをサポートし、より消費者に寄り添う付加価値の高い「診断情報のアウトプットや利活用」を練習するワークショップなどを開催していますので、ぜひご参加ください！

★ 関東エリア部会長 朝倉 美起男

▶ インスペクション報告書作成
ビギナー向け実践講座

2016年11月16日(水)

会場：東京都 ハロー会議室新橋 会議室

いまさら聞けないインスペクションの基礎から、実践的なノウハウまで、JSHI会員がそれぞれの実務経験をもとにわかりやすく解説。会員14名が参加しました。

「不動産鑑定士から見る
インスペクションとのコラボレーションの可能性」

■ 講師 皆川 聡



第1部は「不動産鑑定士 皆川聡の俺のセミナー」と題した講演

「JSHI報告書システム『診断上手』作成講座」

■ 講師 村下和代、川邊 政明



第2部は朝倉美起男氏を中心に進行し、村下和代氏、川邊政明氏も講師として登壇しました

▶ インスペクションはじめての一步実践講座

2017年1月25日(水)

会場：東京都 ハロー会議室新橋 会議室

住宅診断の実務を初めて行う、あるいは経験の少ない会員へ向けた座学。受注までの流れ、ホームインスペクターに求められる資質、消費者が求めるインスペクションについて解説。続く報告書作成講座では、書類を画面に表示しながら手順を説明。首都圏の会員を中心に、さまざまな業種に属する19名が参加し、終了後の懇親会も盛況でした。

「インスペクションの業務範囲と考え方」

■ 講師 高橋 弘次郎

「JSHI報告書システム『診断上手』作成講座」

■ 講師 朝倉 美起男



講師の
高橋弘次郎氏



懇親会の様子

▶ 中 部 エ リ ア 部 会 ◀



中部エリア部会では「信用されるインスペクション、信頼されるインスペクターを目指す！」をモットーに、実地研修や勉強会を開催しています。経験豊富なベテランからこれから始めようと考えている熱き想いの方々まで、業種の垣根を越えて活動中。今後も皆さんとより良いインスペクションを世の中に広めて参ります。 ★ 中部エリア部会長 加藤 大輔

▶ 中部エリア部会定例会

2017年2月23日(木)

会場：愛知県産業労働センター(ウインクあいち)

「瑕疵保険とホームインスペクションの現状と未来」

■ 講師 日本住宅保証検査機構関係者(複数人)

「インスペクションに関わる改正宅建業法の現時点」

■ 講師 加藤大輔



第1部の講師は外部団体より招へいしました



懇親会の様子

REGIONAL TOPICS

JSHIのエリア部会の活動は、実地研修や座学だけではなくではありません。消費者を対象としたセミナーの開催や、地域のイベントにも積極的に参加しています。

次にご紹介する近畿エリア部会では、定例会に先立ち、日本で唯一の大工道具のコレクションを有する竹中大工道具館の見学ツアーを企画するなど、7エリアのなかでも特に活動が盛んです。



木の香りに包まれた館内。道具に触れたり、カンナくずの香りを嗅いだりできる体験型展示も



見学時は企画展「土のしらべー和の伝統を再構築する左官の技」を開催中

近畿エリア部会



本年度は、来年4月の宅建業法改正に照準をあわせて、スキルアップを図りつつ、いかにホームインスペクションの依頼を増やしていくかをテーマにした研修会を開催する予定です。依頼が増えることで、私達にできることを整理し、会員の皆様にフィードバックできればと考えております。楽しい仲間と共に頑張りましょう！ ★近畿エリア部会長 福本 智

▶ 2016年度第4回研修例会

2016年10月21日(金)

会場：兵庫県神戸市 兵庫県民会館

神戸市で初めての開催です。バリアフリー住宅のリフォームをテーマに学びました。障がい者向けバリアフリー住宅の設計・施工を行っている設計事務所の方を講師に招き、車いすでの生活がどのようなものかを踏まえ、リフォームのポイントをご教授いただきました。後半は近畿エリアの会員が登壇し、住宅の新築と改修における助成金についてレクチャー。計27名が参加しました。

「ネクストバリアフリー」

■ 講師 岡村 英樹(有限会社サニープレイス代表取締役)

「建築助成金のあれこれ

～知らなきゃ損だよ、お客さん～

■ 講師 鶴谷 充男



実際に手掛けたバリアフリー住宅事例をもとに解説する岡村英樹氏

▶ 「すまいスクール」タイアップ

2016年12月3日(土)

会場：京都府京都市

アーバネックス御池ビル東館 会議室

消費者を対象としたセミナーを、京都市安心住まいづくり推進事業と共に開催。建築のプロでなくともできる、住宅のチェック方法やメンテナンスについて、講師を務めた会員3名が説明しました。定員を超える応募があり、当日も満席状態に。アンケート結果も概ね好評で、消費者の声を直に聞ける貴重な場となりました。

「ホームインスペクションとは」

■ 講師 松田 貞次

「自分で行うホームインスペクション」

■ 講師 坂本 雅之

「自分でできる、住まいの簡単メンテナンス」

■ 講師 宮島 隆章



現場でよく使う道具(写真は気泡管水平器)の説明をする坂本雅之氏



定員50名のところ60名の応募がありました クイズ形式で、楽しみながらホームインスペクションへの理解を深めてもらいました



初めて目にする道具類に興味津々の参加者たち



質疑応答終了後も参加者からの相談は続き、運営した近畿エリア部会の会員が丁寧に対応しました

▶ 2016年度第5回研修例会

2016年12月9日(金)

会場：大阪府大阪市 エル・おおさか 南館会議室

首都圏で活躍中の会員、本橋哲幸氏に講師をお願いしました。ドローンを使ったインスペクションも検討中とのこと。終了後の懇親会でも盛んな意見交換が続きました。

「ワンランク上を目指せ! 選ばれる
インスペクターになるマル秘道具活用セミナー」

■ 講師 本橋 哲幸

「2016年のホームインスペクション総括」

■ 講師 福本 智



当日は35名が参加(講師が持参して試験飛行させたドローンから撮影)

▶ 2016年度第2回実地研修マンション編

2016年12月13日(火)

会場：大阪府吹田市内

■ 講師 上田 剛史

築約15年の集合住宅の一室を会場に、約3時間にわたって実地研修を行いました。会員10名が参加しました。



水平器でキッチンカウンターに傾きがあるかを測定中

▶ 2016年度第6回研修例会

2017年2月24日(金)

会場：エル・おおさか 南館会議室

「東日本大震災直後のインスペクション」

■ 講師 佐藤 正勝

東北エリア部会の佐藤氏が登壇。6年前の地震で被災し、その直後から取り組んだインスペクションの様子、被災地での作業の進め方、現場判断の難しさなどを語っていただきました。



住み手と同時に実務者として、インスペクションの重要性を強く実感したと語る佐藤正勝氏(写真手前側)

「インスペクションと設計監理
～これまでのインスペクション業務を振り返って」

■ 講師 増谷 年彦



手掛けた事例と自らの取り組みについて語る増谷年彦氏



▶ 中国・四国エリア部会 ◀

国交省からインスペクションのガイドラインが示されたのが4年前。まだまだ変動しそうです。最終的には、エンドユーザー主体の、JSHIのインスペクションが自然の流れであると考えます。中国・四国エリアは、今後もエンドユーザー主体のインスペクションを目指して活動していきます。

★ 中国・四国エリア部会長 船崎 尊春

▶ 広島市「第32回西区民まつり」出展

2016年11月6日(日)

会場：広島県広島市

広島サンプラザ&西部埋立第五公園

ホームインスペクション普及を狙い、地域密着型イベントに出展しました。テントを張った専用ブース内に、瑕疵事象などの事例写真をパネル展示し、常駐した会員による住宅診断相談コーナーも設けました。



特製の「のぼり」をたてて集客を狙う



当日は好天にも恵まれ、地元の来場者で賑わいました

▶ 広島市「第31回佐伯区民まつり」出展

2016年11月13日(日)

会場：広島県広島市 佐伯区民センター

「西区民まつり」に続いての出展です。



住宅診断相談コーナーには3組が来場しました

▶ 報告会「中古住宅のフラット35の 利用状況・利用方法について」

2017年1月10日(火)

会場：広島市まちづくり市民交流プラザ 会議室

外部の住宅金融支援機構から講師を迎え、長期固定金利住宅ローン「フラット35」の内容説明のあと、最新の利用状況、利用する際の留意点などを学びました。会員13名が参加しました。

■ 講師 前田 英城

(住宅金融支援機構 中国支店 地域営業部門長付 調査役)

▶ 外部団体主催研修会にて普及活動

2017年1月24日(火)

会場：岡山県津山市

津山圏域雇用労働センター 会議室

「ホームインスペクションについて」

■ 講師 船崎 尊春

岡山県宅地建物取引業協会津山支部が、所属会員へ向けて実施した研修会の第1部に、エリア部会長が講師として登壇、「ホームインスペクションについて」と題して講演しました。宅建業法改正を前に、宅建業者もインスペクションについて理解しておくべきという、意識の高さを感じました。



1部と2部をあわせて31社39名が参加。当日の様子は同協会会報誌「おかやま宅建」でも紹介されました

▶ 2016年度第2回実地研修会

2017年3月14日(火)

会場：山口県山口市内

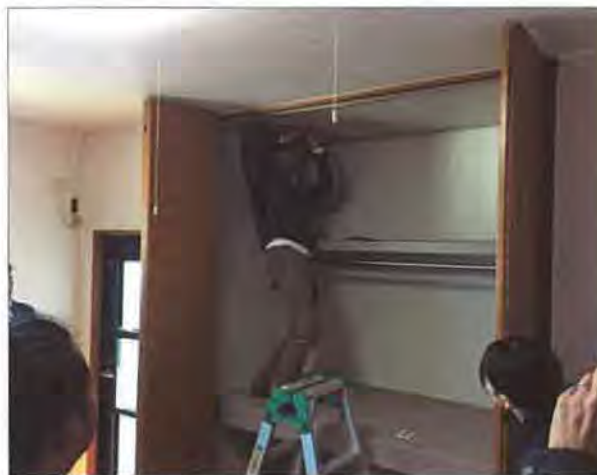
■ 講師 菅 雄一郎、山本 尚志

築18年、軽量鉄骨造りの2階建て住宅を使った実地研修会です。会員2名が交代で講師を務め、測定器などの道具を使いながら、ホームインスペクションのポイントや、報告書に載せる写真の撮り方について解説しました。

終了後はエリア部会役員の事務所へ移動し、年度末の役員会議を開き、次年度の計画をたてました。



雨どいおよび外壁の状態をチェックする講師の菅雄一郎氏



クローゼットの点検口から小屋裏を調査中の山本尚志氏



当日の様子は3月15日発行の『中国新聞』朝刊と、3月28日発行の旬刊『山口経済レポート』でも紹介されました

九州エリア部会



本年度より九州エリア部会長を仰せつかりました熊本です。今期は、セミナーやイベント開催などユーザー向けのPR・広報活動をメインにホームインスペクションの普及促進を図っていきます。当エリア会員も100名超え。一人一人は小さくとも力を合わせれば大きなことができます。明るく楽しく頑張りましょう！

★九州エリア部会長 熊本 茂仁

▶ 外部団体主催研修会にて普及活動

2017年1月20日(金)

会場：熊本県荒尾市 万田炭鉱館研修室

熊本県宅建協会荒尾支部の研修会に登壇し、ホームインスペクションについて講演しました。インスペクションとはなにか、宅建業法改正で重要事項説明や、いわゆる37条書面とインスペクションがどうかかわってくるかなど解説し、住宅瑕疵担保責任保険についても補足しました。

「ホームインスペクションについて」

■講師 浦邊 朝章



小さな支部にあつて、20名の参加者はインスペクションへの関心の高さの表われ

▶ スタートアップセミナー

2017年3月18日(土)

会場：福岡県福岡市 大博多ビル 会議室

「ホームインスペクション最新動向」

■講師 上田 勉

「依頼を受けるための準備」

■講師 熊本 茂仁

「診断方法と道具の使用方法」

■講師 森田 伸幸

毎年恒例、新入会員向けスタートアップセミナーを開催しました。JSHIが理想とするホームインスペクションの概要や、業界の最新動向、住宅診断業務を始めるにあたって必要なこと、営業活動のしかた、実際の診断の流れや道具の使い方などを説明しました。

宅建業法改正など業界の最新動向については上田勉氏から



新たに入会した会員を中心に33名が参加しました



依頼を受ける準備
や集客について語る
熊本茂仁氏



セミナーのラスト
を締めくくるのは
実践経験豊富な
森田伸幸氏



14名が参加した懇親会では、互いに熱い想いをぶつけあいました

▶ エリア部会長公選

2017年4月

2年のエリア部会長任期を満了する上田氏のあとを受け、エリア部会長の公選を実施しました。JSHIの会員専用ページとメルマガで広く自薦他薦を募りました。挙げられた候補は2名。選考委員会とエリア役員会での協議の結果、熊本茂仁氏の新部会長就任が決まりました。

事務局より

- 日本ホームインスペクターズ協会(JSHI)は、ホームインスペクションの普及・啓発に関する事業、ホームインスペクターの育成および支援に関する事業などを行い、経済活動の活性化と消費者の保護を図り、広く公益に寄与することを目的に設立されたNPOです。
- 現在7つある各エリア部会の活動は、各県各地域に根を張って、不動産コンサルティング、建築設計事務所、工務店などを生業とする、会員の熱意と尽力のもと、運営されています。
- 各エリアで開催される研修会などについては、毎週水曜日に協会事務局から発信している「会員メルマガ」でお知らせしています。または、ログインしてご利用いただける会員専用ページにも掲載しています。
- まだ一度もエリア部会のイベントに顔を出したことがないという方でも、どうぞお気軽にご参加ください。踏み出した「はじめの一步」が、皆さまにとって「大きな一步」となりますように。

▶ 2017年度上半期スケジュール(予定)

7月19日(水)

2017年度(平成29年度)通常総会

6月下旬~7月初旬

2017年度第9回JSHI公認ホームインスペクター
(住宅診断士)資格試験実施要項発表、
受験受付特設サイトオープン

9月

試験対策イーラーニング販売開始

11月

2017年度第9回JSHI公認ホームインスペクター
(住宅診断士)資格試験実施

▶ 今号の表紙

「わがまち、わが誇りのふるさと」をテーマに、会員のみなさまから募集しました。



今号の表紙は、九州エリア部会 熊本茂仁(くまもとしげひと)さんが、福岡市博多区の寺社仏閣が集まっている地域で撮影したものです。

聞けば、かの地には、豊臣秀吉が町割りを行った際に、戦によって出た焼け石や焼け瓦などを塗り込めた、リサイクル土塀ともいうべき「博多塀」がいまなお残されているそうです。右上写真の塀は近代のものと思われませんが、古き伝統と美を脈々と続く地域性が感じられます。

moogle(モーグル)は住宅業界初となる「第6回 ロボット大賞」サービスロボット部門「優秀賞」を受賞致しました。モーグルは住宅の床下などを遠隔操作によって点検するロボットです。業務効率化の一方、お客様からの安心・信頼を獲得する革新的サービスを実現します

詳しい資料や導入企業様の事例DVD、実際の現場でのデモ走行など、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。またwebサイトからでもお問い合わせいただけます。



遠隔操作で床下をチェック

点検員の身体的・精神的負担の軽減に貢献します

埃や粉塵を気にせずに点検が可能です

遠隔操作で離れた場所から操縦できます

moogle



PCモニターでリアルタイムに点検箇所を確認できます

住宅の床下点検では、オーナー様に点検箇所の状態をご覧いただけます

人が入り込めない場所でも点検が可能です

 Daiwa House®

大和ハウス工業株式会社
ヒューマンケア事業推進部
ロボット事業推進室 法人営業グループ

フリーダイヤル 0120-934-576

担当 小林 (e-mail: m247698@daiwahouse.jp)

webサイト <http://www.daiwahouse.co.jp/robot/moogle/index.html>

事務局には日々いろいろな問い合わせをいただきます。
なかでも多いご質問をQ&A形式で掲載します。

Q. 会員 「IDまたはパスワードを忘れてしまって、ログインできない」

A. 入会時にお送りしている書類「登録のお知らせ」の欄右上をご確認ください。

ログインID ▶ HまたはPで始まる6桁の会員番号の前に、数字のゼロが6つ付いた、合計13文字です。この「あたまたにゼロが6つ付く」のがポイントです。

パスワード ▶ 登録時に協会で初期パスワードを設定していますが、その後は変更を推奨しています。

パスワードの再設定 ▶ ログイン時に表示されるボックスの「パスワードをお忘れの場合はこちら」をクリック→「ID」と「ご登録のメールアドレス」を入力→ご登録先のメールアドレスに「パスワードの再設定」のご案内が自動配信されます。

Q. 会員 「引越したので、登録内容を変更したい」

A. 会員専用ページにログインして変更できます。有資格情報を追加する場合のみ、事務局で登録作業を代行しますので、有資格を証明する書類、認定証、登録カードなどのコピーを事務局までお送りください。

Q. 会員 「年会費の請求書が送られてこない」

A. 事務局からの請求書は、支払い期日の1~2カ月前をめぐりに、ご登録のご自宅ご住所に郵送しています。

新規ご入会は毎月受け付けており、1日付けで登録していますが、次年度以降の登録更新時期を、3月1日と9月1日の年2回に集約しています。よって、登録月が4月から9月の会員への次年度の年会費ご請求は、7月上旬の予定です(お支払い期日は8月31日)。この間の会員期間は自動延長となります。

Q. 会員 「既存住宅状況調査技術者講習」を受講したい」

A. JSHIは現時点で講習実施機関に登録していませんので、外部の各登録団体にお申し込みください。

受講資格、申し込み方法などの詳細は、各実施団体のホームページをご確認ください。なお、受講有資格者のうち、「移行講習」を受講できる当協会の会員は、長期優良住宅化リフォーム推進事業に対応して、2015年度に当協会が実施した「インスペクター講習」を修了した実務登録者です(「JSHI長優リフォームインスペクター」として、当協会ホームページに登録者一覧を掲出中です)。

Q. 一般ユーザー 「今年の認定試験を受けたいのだが、何か資格が必要?」

A. いいえ、必要ありません。

建築士の資格などを持っていなくても、どなたでも受験していただけます。

Q. 一般ユーザー 「参考図書を買いたい。どこで売っているの?」

A. 2点とも、アマゾンドットコムで販売しています。

Q. 一般ユーザー 「自宅が水漏れしている! すぐ診てほしい!」

A. 協会では会員のあっせんは行っておりません。

こちら、実はとても多いお問い合わせです。事務局では、協会公式サイト「ホームインスペクターズを探す」機能のご利用をご案内しています。



▶ 新理事紹介

本橋 哲幸 (もとはし てつゆき) さん

今年4月から理事を拝命いたしました、本橋と申します。横浜で設計事務所・建設業・宅建業を営んでいる株式会社ラクジュの代表をしています。

私は、協会の試験に2度落ち、3度目にやっと合格できた落ちこぼれです。ですが、ホームインスペクターとしての知識や経験も豊富です。

協会が目指す「人と住まいのより幸せな関係を追求」というミッションに少しでもお役に立てればと思い活動していきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。



▶ 事務局の新人紹介

5月から新しいスタッフ2名を迎えました。

左：森 亜希絵 (もり あきえ)

はじめまして。森です。

以前は製造系の会社で手配担当として長年勤めておりました。

勉強と修行の毎日で、まだまだ不慣れですが、今後

精進いたします。皆さまからのお問合せのお電話やメールも、お待ちしております。北国育ちなので、湿気に弱く、訛りが抜けませんが、「生温かく」見守っていただけましたら幸いです。

趣味は、美術館やデザイン系のイベント観覧で、最近では「ミュシャ展」に行ってきました。

右：松井 由治 (まつい よしはる)

はじめまして。松井です。

前職は埼玉県不動産会社に勤めており、販売から開発、仕入れなど多岐にわたって業務しておりました。この度は縁があって協会にお世話になることになりました。以後、よろしくお願いいたします。

趣味はゴルフと野球。ゴルフは封印気味ですが、週末は小学生の軟式野球と、中学生の硬式野球のコーチをしています。将来の甲子園球児やプロ野球選手が教え子の中から誕生するといいですね。





日本ホームインスペクターズ協会会報誌
Home Inspectors JAPAN vol.14
2017年6月号

|発行| 特定非営利活動法人 日本ホームインスペクターズ協会

※2017年5月より、渋谷区から下記の住所へ事務局を移転しました。
東京都新宿区新宿1-9-10 YKB東ビル401 〒160-0022
Tel. 03 (6709) 8275 Fax. 03 (6709) 8295
公式ウェブサイト <https://www.jshi.org/>

ご注意：本誌は非売品です。また本誌掲載記事の無断転載を禁じます。無断複写・複製（コピー等）は著作権法上の例外を除いて禁じられています。